

第3回脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会

令和3年5月19日

【住宅生産課長】 お待たせいたしました。ただいまから第3回脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして大変ありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただきます、国土交通省住宅局住宅生産課長の石坂でございます。よろしくお願いいたします。

この検討会はウェブ公開としているため、傍聴の方がおられますのでよろしくお願いいたします。

本日は全ての委員がウェブで御出席されています。

資料は事前にメール便で委員の皆様方に送らせていただいておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

本検討会では、ウェブで生中継し、資料及び議事内容については国土交通省ホームページ上で公開することとしておりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、今後の議事進行につきましては田辺座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。おはようございます。

それでは、ただいまから第3回脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会の議事を進めてまいります。

委員の皆様には、大変お忙しいところ本検討会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議事は、進め方の方向性についてです。まず、前回のヒアリングに関しまして、住団連、日建連、JBNの3団体から回答についての追加、補足をいただいておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

【建築環境企画室長】 それでは、事務局、住宅生産課建築環境企画室の村上でございます。

お手元の資料2-1を御覧いただきたいと思います。

前回業界団体等のヒアリングを行わせていただいて、質疑をしていただいたのですが、ちょっと時間が十分ではなくて、回答し切れなかったという点がございましたので、補足で回答をいただいておりますので、その紹介をさせていただきます。

まず、住宅生産団体連合会からでございます。

平井委員からの御質問で、太陽光発電設備の設置義務化についての御質問がございました。これについて、住宅用太陽光発電設備の導入拡大に当たっては、初期投資費用や投資回収年数に対する不安、地域差や周辺環境による制限、勾配屋根の方位や光害などの影響、設置者に係る発電事業者としての維持管理等の責任、発電した電力の効果的な使い方など、解決すべき課題が多くあります。そのため、政策として支援策を講じることで普及を進めることが望ましいと認識していますと。

また、補助金の使い方、使い勝手というような観点での御質問がございました。単年度の補助事業では、春から夏にかけて計画し、年内または翌年1月に完成する住宅しか補助対象にならないと。支援する目的のためには、住宅の計画時期によらず支援を受けられることが望ましいと認識しています。特にZEHのような掛かりまし費用の大きな住宅については、2030年までに平均でZEHを目指すため、通年で補助要件を満足する住宅全てが補助を受けられるようにすることが望ましいと考えます。

2つ目として、中村委員からの御質問でございます。省エネ計算の委託費用に関する御質問でございました。省エネ計算の受け皿となる人材や委託先の量的な確保のための体制整備と適正な価格設定のための支援という意味ですと。設計費用における省エネ計算の適正価格に対する消費者も含めたコンセンサスの醸成と、その前提となる住宅事業者の省エネに対する必要な知識の習得、実践も必要と考えますという御解答です。

3つ目といたしまして、宮島委員からの御質問でございます。説明義務化導入時点でトラブルがなくということで、この説明義務の導入に当たって、トラブル等が発生していない理由とか工夫とかという辺りの御質問でございました。現時点では、制度開始から間もなく、実施件数も少ないため、大きな問題は見受けられませんが、今後問題が出てくる可能性もあるため、継続的に注視していく必要があると考えていますと。省エネ説明義務化は適合義務化に向けた有効な準備期間となるため、課題が見つければ随時解決に向けて対応していくことになると。事前のトラブル防止策として、会員企業各社の取組方法を可能な限り共有し、よりスムーズな運用に努めてまいりますということです。

4点目といたしまして、村上委員からの御質問でございました、FIT価格の低下等に

関する御質問でございます。事業用を中心として、ある程度まとまった規模を設定できているケースについては低減が実現できていますが、住宅用の10キロワット未満の太陽光発電整備については、FITの固定買い取り期間が10年間と短く、固定買い取り期間内で投資回収ができないことの不安もあると考えられます。そのため、頭打ちになっているのが実情で、特に既存住宅への設置については大幅に減少していますということです。

5点目といたしまして、小山委員からの御質問について、適合義務化に対応できる事業者と経験不足の事業者の二極化が進んでいくのではないかというような御質問でございました。住団連では、省エネ基準適合に向けて、会員工務店向けの実践講習会を実施しながら、アンケート調査を行い、未習熟事業者へのフォローなどの取組を行っています。適合義務化に向けても、引き続き実態を把握しつつ、未習熟事業者へのフォローを継続していく必要があると認識しています。なお、講習会は非加入の事業者も参加可能としております。今年度は実際に会場に集まり解説動画を見ながらパソコンで省エネ計算を行ってもらおう省エネ講習会を企画する予定です。

以上ということで、住団連からの追加回答は以上でございます。

続きまして、日本建設業連合会からの追加の回答でございます。

3点ございますが、太陽光パネルの壁面への設置について、こちらは当日の会議の場でも御回答いただいていたかと思しますので、これはまた内容を御確認いただければと思います。

あと、2点目が、既存建物の屋上への太陽光パネルの追加設置についてということでございます。建物の構造、屋上の防水の状態等によっては、建物自体の強化、補修工事が必要となり、太陽光パネル設置自体のコストに比べて全体工事費が相当多額になるケースも十分想定されますので、このような場合への支援も検討願いますと。

3点目でございます。こちらは、後から建てられる建築物によって既設置の太陽光パネルに日影が生ずる場合の整理が必要ではないかということでもあります。既設置の太陽光パネルに現行の日影規制を守って建てられた後発の建築物による日影がかかって発電量が減少した場合、既設置の太陽光パネル所有者のカーボン収支と申しますか、その発電量に影響が生じるというようなことでございますので、そうした場合の具体の設計、施主への説明上不可欠ですので、この場合の調整、規制ルールを明確にすることが必要ではないかという御回答でございます。

続きまして、3団体目でございますが、JBN、全国工務店協会からでございます。こ

ちらは、会員企業等、工務店のレベルアップに関する問合せに対してのことでございます。
こちらでも当日御回答いただいていたかと思いますが、JBNは国土交通省のグリーン事業等を含め、会員工務店がZEHへの対応力を向上させてきたと。普及啓発へは、対応できる事業者を増やすことと、建設主へのコンサルティング能力を高める体制を官民連携して整える必要があると考えていますということで、3団体からの追加の、補足の回答の御紹介でございました。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。団体の方々もありがとうございました。

それでは、続きまして、委員の主な意見、団体ヒアリングのポイントについてまとめていただいておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

【建築環境企画室長】 こちらは資料3になります。画面に映っておりますが、検討会における主な意見ということで、整理をしております。こちらについては、事前に各委員に送付をさせていただきまして、御確認をお願いしているところでございます。大きな論点に沿って、一応割り振って整理をしております。修正等が必要であれば、改めて追加で御意見等をいただければというふうに思っております。詳細の説明はちょっと割愛をさせていただきまして、後ほどのたたき台ときに横目で見ながら御確認いただければというふうに思っておりますので、中の説明については割愛をさせていただきたいと思います。

以上です。

【田辺座長】 ありがとうございました。

一応皆様に事前に御確認いただいているということでございますが、ただいまの説明、資料3について、修正等あればいただきたいと思います。御意見については、これは後ほどにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。何か質疑等ございますか。

それでは、今後の取組のあり方・進め方について議論を行っていただきたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

【建築環境企画室長】 資料4になります。今後の取組のあり方・進め方（たたき台）ということで、資料を提出しています。この資料につきましては、これまで1回目で委員からいただいた御意見、2回目で関係団体等からのヒアリング、その質疑等を踏まえてまとめております。

資料の中には、先ほどありました委員の意見というところについて、それぞれの論点、

大きな項目のところに関係するものを記載しております。また、大きく意見が割れているところについては、ちょっと方向性が出ないものですから、そこについてはそういった部分の記載は、今回はしておりません。今までの議論の中で同じ方向を向いてやっていくということで、取組の方向性が示せるものを書かせていただいているという整理でまとめさせていただいたつもりでございます。

それでは、中身について御説明をさせていただきます。

資料4のまず1ページ目からでございます。

最初に、いろいろ御意見をいただいておりますが、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めるに当たってということで、まず取組をする前段としての認識という形での御意見を何点かいただいておりますので、それを踏まえたものを書いてございます。

委員からは、地球温暖化対策は他の誰かがやるものではなく、国民一人一人が我がこととして取り組むことが必要だと。また、ZEH等の省エネ住宅のメリット・効果等の分かりやすい周知普及が必要だということでございます。こういった、特にきちんと国民の方々に必要性を認識していただいて取り組んでいくということが必要ということで、取組の方向性として、国民・事業者等の行動変容を促すための普及啓発ということを書かせていただいております。

次からが具体的なその対策という形になってまいります。まず、家庭業務部門ということで、住宅・建築物における省エネ対策の評価でございます。

1点目として、当初示しておりました主な論点でございますが、中・長期的に目指すべき住宅・建築物の姿（断熱性能・省エネ性能）ということでございます。現行の2030年の目標として、既に決まっているものとして、新築の住宅・建築物の平均でZEH・ZEBの実現ということがございます。これに関して出ておりました委員からの意見としては、ZEH・ZEBを目指すべきということ、あと、省エネでかつ快適に健康に暮らせる高断熱の住宅ということの意見がございました。こちら、現行の2030年目標と同じような意見ということで、現状そういう整理としております。

大きな2点目といたしましては、住宅・建築物における省エネ性能の底上げ（ボトムアップ）の取組についてということでございます。

委員からの意見で、省エネ基準適合義務化についてですが、義務化を進めることについては各委員とも同じ意見であったかというふうに整理をしております。

省エネ基準適合義務化のタイミングについては、いろいろな御意見がございました。早急に義務化すべきといった意見、供給側・審査側の体制整備のための準備期間を確保する必要あるといった意見、個人が建築主となる300平方メートル未満は義務化の段階を分けることも考えられるというような意見がございました。

また、義務化の水準についてです。こちらについても意見がいろいろあったかと思えます。現行基準よりも高い基準で義務化すべきという意見ですとか、住宅取得者等にとって過度な負担水準とならないことが必要という意見、それから、基準を段階的に強化すべきという意見がございました。

その他義務化に際しての配慮事項ということで、何点か御意見をいただいております。財産権や職業選択の自由等の侵害とならないよう丁寧な制度設計が必要という意見、増改築が過度な負担とならないように留意すべきという意見、あと、供給側、審査側の手続負担等を軽減することというような意見がございました。

こういった意見等を踏まえた取組の方向性ということでございますが、まずは、義務化に向けて、新築に対する各種の支援措置について、省エネ基準適合を要件化して、誘導措置の中でそういった方向性をつけていくというのが1点目です。

2点目といたしましては、供給側の体制整備や基準の簡素化等による手続負担軽減を図っていくと、そういった準備をしていくということです。中小事業者に対する地域の実情を踏まえた断熱施工に関する実地訓練を含む技術力の向上の取組をとということ、あとは、基準の簡素化の検討をしていくということを書いています。

3つ目として、規制的な措置ということになりますが、住宅も含めた省エネ基準への適合義務対象範囲の拡大ということでございます。いろいろ御意見ございましたが、個人を直接規制する分野については財産権への影響も踏まえて検討を進めていくということでございます。

4つ目といたしまして、次のステップに向けてということになりますが、2030年新築平均ZEH・ZEBの目標を踏まえて、(ボリュームゾーンのレベルアップを経て)省エネ基準を段階的に引き上げていくということを書いております。用途別の実態等も踏まえて、義務化が先行しております大規模建築物から検討していくということを書いております。

ここまでがボトム、基準適合の義務化に関する大きな取組の固まりということになります。

次が、住宅・建築物における省エネ性能のボリュームゾーンのレベルアップの取組についてということでございます。

委員からの意見ですが、高い性能に誘導する水準も必要だと思います。義務づけるとその義務づけた水準に張りつくのではないかということで、誘導していくことも必要ですよねという御意見があったかと思えます。

こういったことを踏まえた取組の方向性ということですが、Z E H・Z E Bの取組拡大ということですが、誘導目標（建築物省エネ法に基づく誘導基準や長期優良住宅、低炭素建築物の認定基準）をZ E H・Z E Bレベルの断熱・一次エネルギー性能に引上げ、整合化を図ると。この辺りは業界団体からもいろいろあつて分かりにくいというようなこともありましたので、そういったことを踏まえて書いております。Z E H・Z E B等の取組拡大に向けた支援措置の重点化をしていくということ。

あと、今の建築物省エネ法の中にございます規制的な措置のところでございますが、上に上げていくという意味で、住宅トップランナー制度がございます。こちらについての充実・強化を図っていくということ。今対象になっていない分譲マンションといったものの追加ですとか、目標の見直しということが必要になるのではないかということで書かせていただいております。

続いてですが、省エネ性能表示の取組ということで整理をしております。こちらについて、委員からの御意見につきましては、省エネ性能表示を義務化すべきという意見で、その意見の中で、住宅ローン減税ですとか、融資といった支援措置、こういった優遇措置について、性能表示と連動したものとすべきではないかという御意見。あとは、現状ございます、B E L Sという仕組みがございますので、これを義務化することも重要ではないかという意見ございました。義務化というか、義務化というところまでは行っていないのですが、消費者の行動変容を促すためにも、ラベリング、性能表示をするという取組が重要だという御意見がございました。

取組の方向性でございますが、建築物について、環境性能を踏まえた投資ですとか、融資の取組というものが進展をしてきております。こういった取組等を踏まえて、どういう情報開示をしていくのが有効かというふうなことも踏まえた仕組みの導入ということ。あとは、既存ストックについて、省エネ性能向上につながるような、省エネ性能に関する情報開示のあり方、こういったものを検討するということを書いてございます。

住宅については、新たに販売または賃貸をしようとする際の広告等における省エネ性能

に関する表示制度の導入ということで書かせていただいております。なかなか情報、知識の少ない住宅購入者に対してどう情報提供をしていくかということです。

3点目、既存の物件についてですが、建築時の性能が不明なものがあるということもございますので、こういったものも踏まえて、合理的な評価方法、そういったものをどう評価してどう表示していくかということを整備することが必要ということで書かせていただいております。

表示については以上でございます。

次の固まりといたしましては、既存ストック対策でございます。省エネ改修のあり方・進め方ということでございます。

委員からの御意見ですが、既存改修について、国民の意識を高める上でも、公共建築物から進めるべきと。断熱性能・耐震性能も低いものは建て替えを促進し、比較的新しいもので断熱性能が低いものは断熱改修に支援すべきと、部分的な断熱についても支援していかないと取組が広がっていかないのではないかという意見、あとは、地域の実情に応じた地域発の取組が重要ではないかという意見がございました。

こういったことを踏まえまして、取組の方向性といたしまして、あと、民間からもございましたが、省エネ性能に優れリフォームに適用しやすい建材等の開発・普及と、なかなかリフォーム、ハードルが高いということもございますので、リフォームがしやすいということに向けた開発が必要ではないかということで書かせていただいております。あと、耐震性がなく、省エネ性能も著しく低いストックについては建て替えを支援していくということ、また、当然ボリュームを増やすという意味で、省エネ改修に対する支援の拡充ということ、耐震性のある住宅ストックについては部分的な省エネ改修についても取組を支援するという、自治体等と連携した省エネ改修についても促進をしていくということを書かせていただいております。

以上が、省エネ対策を強化するという意味での項目について整理をさせていただいたものでございます。

続きまして、4ページ目でございますが、エネルギー転換部門、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの利用拡大に向けた住宅・建築物分野における取組についてということでございます。

委員からの御意見でございますが、1つは、太陽光発電設備について、住宅等の屋根に設置を義務化すべきではないかというような意見、その中でも、少なくとも新築住宅には

義務化をしていくべき、住宅屋根を生かすためには消費者の選択を待つのではなく義務化すべき、P P Aモデルが普及すれば義務づけも可能ではないかというような意見、日当たりによって義務化レベルを変えるとか、パネル設置の方法は様々な選択肢があるということで検討を進めてはどうかというような意見でございます。

もう1つの意見といたしましては、義務化については慎重に検討すべきではないかというようなものでございます。具体的には、地域や立地等により発電効率に格差があり、一律の義務化には無理があるのではないかというようなこと、義務化すると個人の負うリスクが顕在化してくるのではないかという意見、まずは公共建築物等で取組を先行させて、課題等を洗い出すべきではないかという意見、住宅しか残っていないというような状況になってから義務化をすべきではないかという意見、太陽光発電設備導入に係るコスト増は住宅取得を困難にするのではないかというような御意見がございました。

設置の義務化については、このようにちょっと大きく議論が分かれておりますので、取組の方向性のところは、設置の義務化の是非はちょっとさておき、それは別としても取組として進めなければいけないことということで書かせていただいております。

国や地方自治体等による新築・既存建築物等における太陽光発電設備設置の率先した取組、公共がまず率先してやるべきではないかということ、民間の住宅・建築物における太陽光発電設備設置の取組を促進するというところで、前段にもございましたが、Z E H・Z E B等に対する支援、P P Aモデルの定着に向けて、そのP P A事業者と住宅事業者等の連携を進めていくというようなことが考えられるのではないかということ、あと、関係省庁、関係業界が連携をして、各主体が設置の適否を検討・判断できるような適切な情報発信・周知の取組をしていくことが必要ではないかということ、ただ、既存を含めて、乗せやすくするという意味で、太陽光パネルの軽量化・発電効率の向上等といった技術開発の促進が必要ではないかということで書かせていただいております。

当然この書かせていただいた中には、御意見を踏まえて、取組の方向性として、規制措置ですとか、誘導措置とか書かせていただいておりますが、こういったものについては、当然今後実現可能性を検討していく必要があるということで、注意書きを書かせていただいております。

事務局からの御説明は以上でございます。

【田辺座長】 ありがとうございます。

それでは、ここから各委員から御意見をいただき議論を進めてまいりたいと思います。

内容については、2つの大きなテーマがあるというふうに考えています。1つ目は、省エネ対策の強化です。2つ目は、再エネ導入の拡大、この2つに分かれると思います。

そこで、今日は時間を区切ってそれぞれについて御意見をいただきたいと考えております。

まず、省エネ対策の強化について、委員の皆様から順に御意見を伺いたいというふうに考えておりますが、今回も平井知事がコロナの関係などの御公務があるというふうに伺っておりますので、再エネ導入の拡大も含めて、冒頭に御意見をいただければと思います。平井委員、いかがでしょうか。

【平井委員】 ありがとうございます。日頃、田辺座長様はじめ、皆様の大変なお力をいただき、先ほど住宅生産課長様、住宅生産課長から詳細なお話がありましたが、一気にここまで議論を進めていただいたことに高く敬意を表し、皆様に感謝を申し上げたいと思います。

このような形で意欲的に、今ゼロカーボンに向けまして、住宅を基軸とした取組が進むというのは、ロットが大きいものでございますので、大変に期待できるのではないかなというふうに考えております。

私どもとしては、前回御紹介申しましたように、伊香賀先生のお世話をいただき、NE-S-Tという新しい取組を始めておりまして、それに対する支援策、一定の効果を上げていると思います。ぜひそうした意味で、この話合いがうまくまとまればありがたいなというふうに考えております。

それで、今日は、私から、今ペーパーがございます。脱炭素社会に向けまして、この省エネ等の取組のお話、若干お話を申し上げたいと思います。

全国知事会という組織がございまして、47の都道府県の集まりであります。このゼロカーボンに向けまして特別のプロジェクトチームを作らせていただきました。全国知事会ゼロカーボン社会構築推進PTというものでございますが、長野県などが中心になりまして、小泉環境大臣などとも意見交換をしておりますし、私も実施に、このネット会議というような場で御提言を申し上げているものでございますが、こちらでカーボンニュートラルに向けまして、逆に地方の役割を踏まえた一体的な政策を推進していきましょと、この4月に国へ提言を行ったところであります。

これに関連して、本県でも健康省エネ住宅の普及に向けましたNE-S-Tの助成制度であるとか、また、自立分散型の再エネを導入していこうと、これを住宅につまきましても展

開をしているところであります。

あともう1つ、この省エネという観点で、今日別の切り口も皆様に申し上げられればと思うのですが、先ほどのお取りまとめになられた論点、大変網羅的で議論も全部入っていると思いますが、もし可能であれば、もう1つの論点をそこに加えていただけないかなということでもあります。

それは、全国知事会では、小池都知事がプロジェクトリーダーになりまして、国産木材活用プロジェクトチームというのを発足させております。国産の木材の需要拡大を起こして、循環させていくと、そういう森林資源でCO₂を固定させることによりましてゼロカーボンに資するというものでございます。これ実は全国各地でこうした県産材を中心としました国産材の活用促進事業というのがあります、住宅は非常に大きなターゲットになります。これでのCO₂吸収というのは期待できるものでありまして、ゼロカーボン社会を住宅から起こしていく上で、この視点も併せて取り入れたほうが、要は、CO₂吸収の数字が稼げるのではないかなということでもあります。そういう意味で、これも加えてみてはどうかと思います。

こういうような知事会でも勉強しているのですが、それに基づきまして、意見を下に書かせていただいております。

まずは、先ほど住宅生産団体連合会の御意見の中でもございましたが、この省エネ住宅の新築をするということに向けました誘導策を強化していただく必要があるのではないかな。今の論点ペーパーの中にもそうした趣旨が入っているわけですが、住宅生産団体連合会のお話にもございましたように、年末とか年明けの頃に完成する建築物、住宅のみが今助成対象ということでありまして、非常にそういう意味ではターゲットを薄くしてしまっているということがあります。そういう意味で、年間を通じて、しかも、これを一気に促進させるのであれば、ある程度ロットをきちんと確保して誘導する、それを国策として施主にみんなでゼロカーボンやっけていこうというふうに呼びかけるのがよいのではないかなと思います。

これと併せて、(2)にございますが、既存住宅の改修、これにつきましても、120万円の補助が国の補助制度の中でございますが、やはり予算枠の問題、あるいは、時期の問題等がございます。この省エネ改修というの、既存の住宅ストックを活用していく、これは今日本社会のテーマにもなりますので、ここで省エネを入れていくことによりまして、快適であって、例えば、ヒートショックなどを防げるような健康づくり、そういうような

ことにも資するのではないかと思います。ですから、この改修のことも視野に入れてみてはどうかということでもあります。

それから（３）ですが、前回までのペーパーで御紹介申し上げましたように、例えば、鳥取県ではNE－STによります省エネを進めるために、私どもの住まいる事業という大規模な住宅助成をしております。こういう地域ごとの様々な住宅の改修や、あるいは、建築の助成がございまして、これを国と協調しながら進めるというのも1つあり得るのではないかなと思います。

そういう意味で、地域でのそうした住宅促進というのは広く促進できるし、省エネの効果も促進できるのではないかと、高まるのではないかと思います。ですから、自治体支援というような手法ということも検討してはどうかということでもあります。

それから、座長のお許しをいただきまして、再エネのお話がありましたが、太陽光発電につきましては、先ほどの住宅生産団体連合会さまの回答の中にもありましたが、やはり一気に規制というのは難しいのではないかとマーケット感があります。そういう意味で、太陽光発電の普及に向けた、まずは支援措置を充実していき、雪国だとか、いろいろなところにも配慮したような、技術開発であるとか、また、太陽光発電の買取り単価の問題、いろいろな手法があると思います。そういうものを組合せながら支援をしていく、それにより促進をしていくというのが当面はよいのではないかと。いずれは義務化ということはあるかもしれませんが、今なかなかマーケットでは受入れがたいものがあり、地域差もありますので、大規模な建物は若干そういう家はあるかもしれませんが、普通に一般の方々が家を建てて、一生の財産を買うというときに、そこまで義務づけることが可能かどうかということを考えれば、財政支援でまずは国として打ち出してはどうかということでもあります。

最後の論点であります。先ほど申しましたように、森林資源の循環利用ということがあります。外材で、外国から輸入した材になりますと、CO₂の固定吸収は外国に行ってしまうわけでありまして、国産材、あるいは、地域に密着すれば地域の県産材等の地域材、こういうものを活用することによりまして、間伐が進むことによりCO₂の吸収がしやすくなる、これによって吸収量が増える、これがカーボンニュートラルのカウントになるわけです。

ですから、この森林資源の循環利用に向けまして、主なターゲットである家、建築物の木造化、木質化、これについても助成制度の拡大、一般住宅等への適用も含めて推進して

みてはどうかと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。コロナ対策で非常にお忙しい中ありがとうございました。

それでは、各委員から、まず省エネ対策の強化について、順に御意見をお伺いしたいと思います。五十音順でと考えていますので、大変恐縮ですが、有田委員からになりそうなので、御準備をお願いしたいと思います。

それから各委員の意見、4分程度でお願いします。ちょっと長くなりそうでしたら、座長でお知らせするようにいたします。また、再エネについても4分ぐらいを予定しておりますので、皆様よろしくお願ひします。

最初、恐縮でございますが、有田委員からお願ひをいたします。

【有田委員】 有田です。省エネ対策強化ということで、新築住宅、それから、既存の住宅、それぞれ対策というのは違ってくると思いますし、今知事からのお話もあったように、高い省エネ性能の確保に向けた新築住宅ですが、誘導策というのはもちろん必要だと思いますが、前回も申し上げましたが、新築でそのようなものを購入できる人が限定されてくるのではないかというような思いもありまして、それにはやはり財政支援ということを考えていかないといけない。ただ、税金を使うわけですから、限られた税金の中でどういうふうにしていったらいいのかというのは悩むところです。あと、既存住宅、前回も申し上げましたが、省エネ改修を促進するために、省エネポイントなど、今まででも行われてきたのですが、申し訳ないですが、使いづらいものであり、対策が継続されていません。もちろん有効な税金の使い方を考えるためには、やはり対象、ターゲットを絞るということが必要であったのだと思います。それが逆にばらばらとして継続性がないようにも見えてしまうと、情報も行き渡らないというようなこともあったかなと思いますので、そういうことも考えていつていただきたいという中で、私は今、もう何十年もたったような民間のアパート、そういうのが非常に売りに出されているのですね、かなり30年、何十年というふうに、そういうところを手放す方もいらっしゃるのですが、そういうところで何らかの省エネ対策強化をする、支援をするというところで、後の再エネ導入にも関連してくるのですが、そういうことが考えられないかなということ、あとはURLですよ、いろいろな改築を行っているとは思いますが、そういうところにも省エネ対策を強化するような形で導入していくことが考えられないかなというふうに考えております。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、伊香賀委員、お願いいたします。

【伊香賀委員】 伊香賀です。まず、省エネ対策ですが、まずは適合基準の義務化をともかく一刻も早く進めていただきたいという繰り返しであります。

それと、もう1つは、やはりより高い水準を誘導する施策を充実していただきたいというところであります。特に、まず模範を示すべきは公共建築だと思いますが、公共建築にも、住宅もありますし、それから、庁舎、それと、あと、数的に多いのは学校、公立の学校だと思います。なかなか、なかなかといいますか、新築においては基準適合の最低レベルを満たすまでで終わってしまいがちですが、より高い省エネ水準を備えた公共建築でないと2050年脱炭素はあり得ませんので、そういう意味で、財政支援、自治体が予算を組むにしても、やはり国として自治体をさらに支援するところをぜひ御検討いただきたいというふうに、今後検討いただきたいと思います。

それから、2点目の既存建築物への対策ですが、現状では適合義務というのがなかなか難しいということでもありますので、やはりこれは誘導措置をしっかりとしていく。これは公共建築についても同様ですし、あと、民間はましてやしっかりした支援がない限り既存建築物の省エネ改修は一向に進まないというふうに思いますので、ぜひ国としても、まず国としての予算確保、それから、きちんと自治体が予算確保できるように支援していく、そういうところをぜひ御検討いただきたいと思います。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、大森委員、お願いいたします。

【大森委員】 大森です。まず、住宅の新築の点ですが、以前にも申し上げたのですが、300平方メートル未満かどうかは、社会の混乱を招かないための一つの対策としては必要かなというのが1点、繰り返しておきたいと思います。

それから、2点目は既存です。実は既存の改修については新築以上に難しい問題がいろいろと思っています。例えば、既存の改修といっても、既存の状態、既にある状態が千差万別だと思います。ということは、改修の方法も千差万別になると思います。さらに、解体、部分的に解体、撤去、改装等することによって、かえってそういうことを行うことによるプラスマイナスといったことも考えなければならない。そういう非常に難しい問題がありますので、取りあえず公共建築物から進めるというのは、私としても賛同したいと思います。

っております。

それから、3つ目ですが、実はいろいろな支援策が必要だと思うのですが、税金を納める国民からすると、本当に何でも支援していいのかという疑問が出る可能性もないわけではないので、そこについては国民の納得が得られるような説明が必要だと思います。

取りあえず以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、小山委員、お願いします。

【小山委員】 小山でございます。私の専門外なので、大した意見も言えないですが、新築、それから、既存と、2つに分かれていると思いますが、新築については落ちこぼれる人がないように留意しつつ、義務化を進めていくことについて、私は賛成しております。ただ、やはり落ちこぼれる人というのは必ず出てくるものですので、それができるだけ少なくなるように、事前の準備というのは必要かなと思っております。

それから、既存のところですが、既存は、ほかの委員もおっしゃるように、なかなか難しいところではないかと思えます。やはりどうしても省エネですとか環境というのは自分の問題として捉えられないという人も多いと思えます。耐震性などにつきましては割と敏感に反応する人も、うちの年取った親なんかもそうだったのですが、やはり省エネになりますとちょっと動きが鈍いと、そういった人が多いと思えます。

だから、そういった人たちが省エネ改築をするかどうか、あるいは、改築する場合にどういう改築をするかのところで、判断要素、考慮要素としてきちんと取り入れられるような条件を設定したほうが良いと思えます。

1つは、各種の助成の問題ですが、一般の市民が助成制度について自分で調べるとするのは難しいわけですから、例えば、業者が適切にその助成について情報提供して、そして、施主が適切な判断ができるようにする必要があろうかと思えますが、そのためには、業者に対してそういった能力を涵養するというだけではなくて、やはり業者が説明して一般人が理解できるような、そういった簡潔な制度、あまり複雑ではなくて簡潔な制度でなければいけないと思っております。

そして、知事もおっしゃったように、ターゲットはやはり広めにとって、そして、複雑ではないという制度にした場合には、いわゆる一般人にとってもハードル低くそっちに行けるかなというような、そういった印象を持っております。

以上でございます。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。

それでは、清家委員、お願いいたします。

【清家委員】 清家です。たたき台に沿ってざっと思っているところをお話ししたいと
思います。最初にある国民、事業者等の行動変容というところですが、ここはやはり何を
すべきかについて明確にして、どういうことをすればカーボンニュートラルに貢献するの
かというのを皆様に理解してもらい分かりやすさみたいなところが極めて大事かと思っ
ています。我々が建築の専門家として作り上げてきた住宅の性能の話というのがもうちょっ
と分かりやすく普及しないといけないなというふうに、今日この委員会に出て皆様の意見
を伺っているうちに思い始めたところがございます。

その次に、建築屋としてできることとしては、いい住宅を作る話をしていまして、その
次のステップとして、やはりいい住宅を使いこなすと、省エネなライフスタイルにする
というところが非常に大事だと思います。燃費のいい車が普及しても燃費の悪い運転をして
いけば駄目なように、やはり暑さ寒さがそれほどでもないときには冷暖房を切るなど、国
民がきちんと使わないと、いくら住宅の議論をしても減らないと思いますね。やはり住宅
の義務化云々を議論するのであれば、意識をさらに高めていくということもセットでない
と意味がないことになるのではないかと考えておりまして、そこはぜひお願いしたいと思
います。

義務化の議論に関しては、私は慎重な意見を申し上げましたが、高みを目指すためには
必要なことだと思っていて、慎重にステップを踏んで高い水準に持っていくということに
は基本的に賛成しています。

一方で、誘導策においては、今までも大分成功していると思うし、その手を緩めずにや
っていただきたい、大森先生がおっしゃるように、税金の使い方としてはどうかという
ところはあります。しかし新築は今誘導策によって動いているので、そこに少しお金を入れ
るだけでいい性能が出るというのであればどんどんやるべきだと私は思っております。

それから、3ページに出ています住宅性能表示をしっかりとするというところ、ここが
結構大事かと思っていて、やはり数値で言うよりも、星幾つとか、そういう分かりや
すい表示で国民の理解を得、新築住宅も既存住宅もきちんと表示できるような世界を作る
ことが大事だと思います。それによって建築の性能を高めるということで国民に合意を得
られるというふうに思っております。特に既存の性能については評価が難しいというのは
重々承知しておりますが、私は頑張って性能も表示できるようにするところに力入れない

と、既存の改修が進まないのではないか、そこは大事なのではないかというふうに思っております。

また、既存の対策としては、やはり技術的なことがまだまだ難しいことが多くて、それほどお金もかけられない中で、的確に断熱改修をするというのは非常に難しいと思います。評価も難しいのですが改修も難しいということで、この両面の技術開発、しかも、安くきちんとできるというようなことを、もっと国として力を入れて技術開発すべきところかなというふうに思っています。

最後、既存の断熱改修でやはり一番気になっているのは、体感に効かないような改修、つまり、ちょっとだけ暖かくなりましたとかいうのは、改修詐欺に遭ったように思われると思いますね。そういう意味でいうと、極めて効果のある改修以外に多分断熱改修は受入れがたいものだと思いますね。そのように考えていくと、もっとボトムアップで改修を進める、断熱改修を進めようというところであれば、さっきの話に戻りますが、きちんと診断して表示する必要があると思います。この表示があればあまり感じないかもしれないですが、じつは星3つが星4つになっているから随分省エネになりますよとか、何かそういう説明するツール、施主に対するコミュニケーションを取るツールになると思います。これらの精度を上げて力を入れていかないと、なかなか既存は進まないのかなと思っております。そして、その辺りのことをもっと強調すべきと思いました。

以上です。

【田辺座長】 ありがとうございます。

それでは、続いて、竹内委員、お願いします。

【竹内委員】 よろしく申し上げます。私は、提言資料を提出していますので、それに沿ってというか、それを見ていただきながらお話をしたいというふうに思っています。

今新築の義務化の話をされていますが、まず、私の資料で、提言が6つありますが、そのうちの②番、③番、④番辺りがそれに該当しているので、それに沿って話をさせていただきます。

提言の①番に関しては、地域差を考えながらエネルギーの正確な予想と分析をしてほしいというのは、これはJ I Aのそれぞれの地域の方々の建築家の皆様の御意見がありまして、それが算定にどういうふうにかかってくるのかなということが、地域ごとの特性とかを見てほしいという話があります。

それから、提言②に関しては、やはり直近の義務化基準というのをもっと引き上げるべ

きだと思えます。適合化基準というのを義務化するのはもちろんいいのですが、それを義務化するのに時間がかかってしまうようなことであれば、さらに上のHEAT20のG2以上のものをやらなければいけないというふうに思っています。

幾つかありますが、G2というのが、私の資料1に、後ろに書いています。G2になりますと、全館暖房をしたとしても、簡潔暖房とほぼ同等のエネルギーで消費できるようなものになっております。昨今、いろいろ、G2以上としなければいけないと。なぜそうかという、最近各ハウスメーカーが全館連続暖房、全館空調というのを打ち出してきておりまして、それがかなり適合基準レベルぐらいでやっているの、完全に増エネルギーになりかねないというようなミスリードが起こり始めています。消費者の皆様は温かい家に住みたいと思っていて、全館暖房いいよねという話になりますが、それを低い断熱性能でやりますとかえってエネルギーが増えていく。先ほど清家委員もおっしゃっていましたが、その辺の意識だけではなくて、業界が間違った方向に走っているというのが現状僕の把握をしているところです。ですので、連続運転するのであればもっと高いところにしなきゃ駄目だよという、メッセージをきちんと送るべきだというふうに思っています。

今回この委員会では、省エネルギー、特にカーボンニュートラルに向けての話をしていくわけで、実はG2というのはコスパがいいところではありますが、私個人としては断熱性能をもっと高めるべきだというふうに思っています。ですので、適合化の基準をG2ぐらいに上げておかないと、これから減らしていこうというときにエネルギーが増えかねないよということになります。

それから、新築に関しては、国土交通省の見立てでも、それは誘導的目標ですが、2030年までに227万戸のゼロエネルギーハウスを、ZEHを作っていくぞというような形で、それは平均的でZEHにするよという話が目標として掲げられておりますが、あと9年で今20万戸しかないものを227万戸にするには、相当気合を入れていかないと、このNDC26%のときの227万戸にも届かないよというところになります。マイナス26%、削減率に26%のときにそうですので、それが46%に上げられた今、それはもっと前倒しあるいは強化していかなければいけないというふうに思っていますので、誘導的目標で行っていくよりは義務化していかなきゃいけないかなというふうに思っています。

新築に関して義務化という話に関しての財政負担について僕は必要ないと思っていまして、消費者に負担が行くのは困りますので、その部分に関しては財政的なローン枠の拡大

とか、そういった形で対応していけばいいのではないかと。金融的な支援というのは、実は電気代を先に払うようなものだと考えれば、30年間のローンを払っていく中で、電気代を分割して最初に払っておく形の考え方であれば、与信的にも、銀行としても乗れる話なのではないかなというふうに思います。

【田辺座長】 竹内委員、ちょっと時間が過ぎてしまっています。少しまとめながら、論点をお願いしたいと思います。

【竹内委員】 まとめながら話します。

そうしたら、提言資料の5を出してもらっていいですかね。

それで、今新築の住宅の話をしました。2050年のカーボンニュートラルという話に対しては、やはりどこかでゼロにするということを目標とするか、あるいは、義務化しないと、新築に関してゼロエネルギーができていない状態で全体のゼロカーボンというのは無理だと思うので、どこかで新築をゼロカーボンにする必要があると思っています。

今黄色で書いたところが、2030年に公共建築物、もうとにかく新築に関してはZEH、ZEBにしなければいけないと考えていまして、ちょうど今地方がかなり進んでいて、札幌市は2030年にZEB・ZEHの義務化を80%、長野県は100%ということで掲げておりますが、国と進捗を合わせながら進めていくということなので、ぜひ国にも2030年にZEB・ZEHというのを義務化するような方針を出していただきたいなというふうに思います。その前提としての断熱性能がG2ということですので、できるだけその2030年になる前にG2のものにしてほしいというふうに思います。

特に新築の公共建築物については、政府が学校の空調化というものに対して極めて短期間で行っているのと同様に、公共建築物のZEB化に向けての様々な施策を義務化していただきたいなというふうに思います。

また、手続きがZEBに関しては非常に煩雑だというのが、いろいろな方々からも話を聞いております。民間団体がやっているのですが、かなり複雑にしているだけだということもあって、中抜きされているのではないかと、丸投げではないかと、いろいろな話がありますので、そういったことも含めて、分かりやすく民間のソフトなどを使いながらできるようにしたらいいのではないかと思います。

それから、既存の住宅に対しての断熱改修は難しいと皆様おっしゃるのですが、一番簡単なのは窓の性能を上げていくことだと思いますので、それをやっていくことの中から、断熱されたものに対しては非常にいいということが、何と申しますかね、世論の醸成がで

きるような気がしますので、そういうふうなことも1つ加えていただきながら検討していただけたらと思います。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。

それでは、中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 省エネ基準の義務化については賛成ではございますが、前回のヒアリングを受けて、第1回でも意見を申し上げたとおり、やはり消費者の過度の負担にならないような配慮は必要かと考えます。

その上で、まず適合率が上がっている現行の基準を早々に義務化して、段階的に基準を引上げていく。ただ、ここもスピード感を持って、前回のヒアリングでも2030年のZEHの普及率を高めているといった御報告もありました。こういった市場の動向も加味して、今後ロードマップも作成されるかと思いますが、内容を適宜更新、見直ししていくといったことも必要かと思えます。

ここで今日お示しいただいたペーパーに、用途別に実態を把握して段階的に進めるといったことが書かれておりました。施策の効果を見るという点で、現在住宅では、断熱性能までは分かりませんが、公的統計として、家庭CO₂統計でエネルギー消費の動向を把握することができます。基準適合状況は別の調査で確認する必要がありますが、それらのデータを駆使することで、入口部分とその後の運用までを経年で把握できるという状況になっています。

自宅でリモートワークが推進されるような社会変化が起こりますと、省エネの高い住宅に住んでいても、やはりそのエネルギー消費は増加するという傾向もありますので、このように運用面での実態を把握するということが今後は大変重要かと思えます。

一方で、建築物は、エネルギー消費に影響を与える要因分析までを可能とする公的統計はないと記憶しておりますので、基準適合状況等の入口部分を把握できても、その後の運用の実態を詳細に把握することは単発の調査を行うしかないという状況だと思います。業種業態で細かに把握することは大変だと思います。この辺りのデータ取得方法等が整備されますと、経年で詳細なデータが把握でき、用途別の実態等も踏まえた検討がより詳細に可能になると思います。こういったデータの整備の観点ということもぜひ御検討いただければと思います。

また、既存ストックの件ですが、ここはパイが一番大きいところになりまして、大きな

課題であります。このストックへの支援、誘導策というのはやはり加速する必要があると思っています。

先ほど平井知事より御意見がありました。私も自治体主導で独自に取り組んでいる、これに対する支援を行うという点には賛成です。ぜひ鳥取県の事例をベストプラクティスにさせていただきまして、広がるよう進めていただきたいと思います。

最後に、清家先生が先ほど御意見されましたが、ペーパーの冒頭にある普及啓発、ほかにも書かれている情報提供や周知の部分、こちらについては、ぜひ環境省や経産省でも実施されているナッジの知見なども活用していただいて、国民がよりよい選択を自発的に取れるような工夫をお願いしたいと思います。例えば、情報提供1つ取っても、その見せ方や選択肢の数などで消費者の行動が大きく変わることがあります。この点については、ラベリング等の表示デザインについても同様です。

以上でございます。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。

平原委員代理で、鈴木様、よろしく申し上げます。

【平原委員代理（鈴木）】 新築でございますが、ずっと言い続けていることですが、やはりエンドユーザーの理解をしっかりと得るという意味で、納得感のある説明をこれからしていくということで、目指すべき姿ですとか、具体的な目標値、あと、それと、今回の取組の関係性をしっかりと発信できるように整理できていけたらなと思っています。

それから、義務化の話につきましては、今回の方向性でも技術者支援や手続の負担軽減と併せてということを示されておりますので、そういう意味では賛成するところでございます。

技術者支援につきましては、国と地方それぞれ役割あるかと思っておりますので、分担を整理して一緒に取り組んでいきたいと思っております。

また、義務化するレベルにつきましては、先ほど来様々な意見がありますので、ここは実現性をしっかりと検証して、もう少し検討する必要があるのかなという印象を持っております。

それから、既存についてです。まず、今回示されました、建て替えを促進する対象と部分的な改修を促進する対象とを分けてということですが、これも考え方として賛成するところでございます。具体的な区分の基準ですとか、あるいは、どのレベルで改修を促すといった具体的なところを今後整備していただきたいと思います。

それから、自治体の補助制度の話も出ておりましたが、本市も改修補助の制度を持っておりますが、確かに受付を開始するとすぐに枠が埋まってしまうほどニーズはあります。ただ、なかなか実際予算で件数が増やせない悩みもありますので、御指摘いただいたような財政的支援、お願いできればというところです。

それから、冒頭民間アパートの改修の話が委員から出ておりました。我々も現場の実務としては、賃貸住宅の領域で改修があまり進んでいないなという実感を持っておりますので、今回の検討会の中でそれに対する打ち出しも併せてできたらいいのではないかと考えております。

最後に、公共建築物に関する部分です。新築、既存を問わず、各委員から高い期待をされているというのを重々受け止めております。我々としてもその分野については率先して取り組みたいという強い思いを持っておりますが、なかなか1自治体の意気込みだけでは成り立たないようなところもございます。例に出ました、市営住宅や学校など、国庫補助で成り立っているような事業でもありますので、その辺りを国の取組との連携、あるいは、大きな公共建築物において、省エネ、脱温暖化に取り組むという大きな方針を打ち出していくということも後ろ盾として必要だと思っておりますので、そこはどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、宮島委員、お願いいたします。

【宮島委員】 宮島です。よろしく願いいたします。今多くの委員がいろいろな御意見をされて、重なるところもありますので、できるだけちょっと違うところを申し上げたいと思います。

まず大前提として、カーボンニュートラルは日本にとってもとても高い目標だと思しますので、それに対して無理のないペースでやるのではなくて、かなりいずれにしろドライブをかけなければいけないと思います。

そんな中で、一定程度の義務化というのは、1つドライブをかける方法として、やはり何となくやっていけばいいよというのと義務になったのではもう全然反応が違いますので、無理のないところまで義務をするという目標を掲げることはまず大事だと思います。

ただ一方で、もちろん土壌ができていないのにそこに義務をかけると大混乱になるというのは本当にそのとおりだと思いますので、そのベースとして、実はまだ全然足りていな

いところというのをとにかく早くやる必要があると思います。以前も申し上げた、国民の理解とか、そういうのもそうですし、何より国民に理解をしてもらうための表示とか、説明の仕方、分かりやすい説明のベース、そういったものはもう本当に一刻も早く具体的に進める必要がある。さらに、それぞれの当事者の説明能力を一刻も早く高める必要がありますし、リードをする自治体は、何となく改修にしても、さっきもおっしゃったように、学校のエアコンにしても、やるとなるとお金がつけば確かに進みますが、逆に言うとそれまでは非常にゆっくりしか進んでなかったように思いますので、そうではなくて、本当にリードする形で自治体がかんがんで進めていくということは非常に大事だと思います。

そんな中、1点、国民の周知というのが、いつも行政のいろいろな会議とかいろいろな政策で割とあっさり国民の周知というふうに言われるのですが、この国民の周知こそが極めて大変で、かつ、ハードルになり得るというような気持ちを私は持っています。

まず1つは、そもそも発信して、発信が正確で分かりやすかったからといって、分かりやすければ相手が理解するということではもはやないので、本当にきちんと分かるというところまでブレイクダウンするということには、最後には義務化があるのですが、義務化をしても無理がないほどきちんと周知をしておくということが必要で、その方法は真剣に、ワンパーツ力を入れて考える必要があると思います。

特に私たちメディアにいて思っていることです。以前ほど新聞やテレビで言えば伝わると思ったら大間違いで、特にコロナでよく分かったのですが、それぞれにとってメリットがあることですら新聞やテレビだけではもう伝わらない。SNSとかそういう、みんな情報の取り方が自分の取りたい情報を取るようになっていくので、みんながこれを見るというようなパーツがどんどん減っているという中で、みんなにその情報を分かってもらうにはどうするかというのはどんどん難しくなっていると思います。

そんな中で、それでも省エネは大事ということ、税金を使うぐらい、住宅を変えていかなければいけないということを分かってもらうことが前に進めるために必要だと思うので、分かりやすさと周知の仕方というのは、それだけでも十分議論をする必要があるというくらい真剣に取り組んで前に進めていただきたいと思います。

いずれにしても、今挙げた性能の表示ですとか、説明の仕方、分かりやすさとか、自治体がやるみたいなことは、ほぼ委員の中で今まで伺っても異論がないと思いますので、そこは本当にすごいスピードでまずは進める必要があると思います。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。

それでは、村上委員、お願いします。

【村上委員】 村上です。今の宮島委員のドライブをかける必要があるというご意見、とても共感しながら伺っておりました。まず、この「取組の方向性」の全体を見て感じたことですが、ちょっとのんきなのではないかと思います。現行の2030年目標をここに書いてくださっていますが、竹内先生もおっしゃったように、これは2030年に26%削減の目標であって、46%を目指さなければいけなくなったのですから、これをより前倒しにしていかなければいけないということだと思っています。また、新築だけでなく、既存の住宅や公共施設の断熱強化や太陽光設置なども重要になってくると思います。普及啓発だけでは間に合わないので、急いで適合義務化や説明義務化など、様々な施策が必要だと思っています。そのような大胆な政策を示すことで、ここ10年、20年の取組、マーケットもここにあるということを知らしめて、産業のトランジションを進めていくべきではないか、というのが全体に対する感想です。

次に、省エネ性能の底上げのところで、省エネ基準適合要件化の誘導措置とまだ書いてありますが、今の状態で義務化せずに目標達成が可能と考えられるのかについて、とても疑問です。かつ、これは今の省エネ性能を書いているわけですが、46%削減達成のためには、今のレベルを早急にクリアして、ZEB・ZEH基準の義務化に進めないともう間に合わないというのが、私のような素人でも分かることかなと思います。

日本の省エネ基準は非常に低いということを今回この委員会に参加して学んだのですが、日本の住環境が他国と比べてこんなにも貧弱であるというのは情けないと思います。ヒートショックのことなども学んで、消費者が守られていないのではないかとこのように感じました。今回少なくともZEB・ZEH基準を義務化することが必要で、その上で、さらに皆様がおっしゃっているレベルの引上げも重要ではないかと思っています。

それから、もちろんこれには賃貸住宅も同様の規制をかけていただきたいと思います。欧米では低所得者層のミニマムな暮らしのラインとして、WHOも勧告している健康室温18度という考え方が取り入れられていると聞きますので、こうなると、冷暖房にお金をかけなくても、もう少し暮らしが楽になるということもあります。寒い冬もしのぎやすくなると思いますので、福祉の観点からも、こういう施策も重要だと考えております。

それから、義務化に当たって、財産権の影響なども踏まえて検討という記述があったのですが、これはエネルギーを使わない社会にシフトしていくことで、気候変動から国民の

安全と暮らしと財産を守る、そのための政策なのですから、耐震基準と同等の理由で可能なのではないかなというふうに考えました。どのような検討が必要なのか、具体的に教えていただきたいなというふうに思います。

それから、省エネ性能の表示の取組に関しても、とても重要なので、早急に義務化していただきたいと思います。EUでは10年以上前から義務化がされていると聞いています。住宅性能は、消費者にとっては光熱費にも直結するにもかかわらず、そのことを知らされずに購入している方も多いと。安い住宅を買って、結果的には高い光熱費を払っているという意味では、不利益を被っているとも考えられますし、今後はさらに電力代金が上昇していくということが予想されていますので、ここは早急に取り組んで、消費者への周知も進めていただきたいと思っております。

最後に、ストックの省エネ改修のあり方ですが、この政策がとても弱いのかなというふうに感じました。もう少し具体案を、今日いろいろな先生からも提案があったので、具体化してほしいなというふうに思います。

自治体との連携と、公共施設の改修というのが指摘をされていましたが、私も重要だと思っております。自治体における公共施設や学校の断熱改修と太陽光設置というのは、本当に急いでやるべきだと思います。これは温暖化だけではなくて、防災にも有効です。学校の体育館などは避難所になる場所ではありますが、その寒さは多分ひどいというふうに思います。なので、地球温暖化の緩和策というだけでなく、適応策としても断熱改修というのはとても重要で、進めていくべき施策だと思いました。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。

諸富委員、お願いいたします。

【諸富委員】 たたき台、見せていただきました。全体の方向性としてはいい方向が出てきたというふうに考えております。ただ、足りない部分も多数ございます。その点について中心にお話をさせていただきたいと思います。

今村上委員もおっしゃっていましたように、いろいろと今後の方向性、省エネや、断熱、そして、あるいは、後で話題になる再エネについても、厳しい目標を持っていくこと、実践していくことは、確かに大変ですが、ただ一方で、それが住民、ないしは、消費者、生活者の生命、健康、それから、財産を守るという視点がやはり大事ではないかなと。いろいろと困難な点は強調されていますが、少し業界への配慮が非常に強く前に出ていて、そ

れを利用する人たち、生活者としての権利を守っていくという視点をもう少し持って基準の議論をしていっていただきたいというふうに考えております。

2013年比でやはり46%という日本の温室効果ガスの排出削減目標が新たに出たわけですね。それを我々京都大学とイギリスの研究機関では、ケンブリッジエコノメトリックスと、実はマクロ計量モデルを回して計算したのですが、必要削減量の約半分はエネルギー部門で稼がなきゃいけないですね。それを最小コストで実現するには、やはり住宅分野の省エネ、断熱、そして、創エネ、具体的に言うと太陽光、これをかなり大幅に推進しなければやはり間に合わないということが計算上でも出てきています。

そういう意味では、現在目標である2030年新築平均でZEH・ZEBという、こういった目標の達成は不可欠ではないかというふうに思います。

ただ、2030年までに省エネ基準が現行基準ではZEH・ZEBレベルに達していないわけですね。例えば、外皮基準1つとりましても、熱貫流率という数値がございます。東京、京都等の地域では省エネ基準では0.87という数値になっていますが、ZEHを達成するには0.6に下げなければいけないわけですね。現行の基準の義務化、これはこれで非常に前進だとは思いますが、評価をしております。しかし、これでは足りないということで、これを段階的に2030年に向けて、ZEH・ZEBに適合的なように、やはり上げていく。省エネ基準で実際には建築物はコントロールされ規制をかかっていますので、やはり目標と、それから、実際の規制水準を合わせていく、これはもう不可欠ではないかというふうに思います。

それから、そういったことをやる場合の様々なやはり経済的な意味での負担、懸念がございますので、そこは省エネ性能の情報開示の義務化とセットにして、これ前回申し上げましたが、やはり政策手法としては融資と税制、この2つを効かせていくことが非常に大事だと思います。

例えば、融資ではフラット35というものがございますが、この融資対象をやはりこういった基準適合したものに絞り込んでいくとか、あるいは、この間も申しましたように、性能がよくなれば段階的に金利優遇措置をかけていく、あるいは、税制優遇を深掘りしていく、こういった政策設計をぜひやっていただきたいというふうに思います。そうして、経済的インセンティブをかけていく、これは非常に大事なポイントだと思います。

実際自動車分野で、車体課税分野で成功事例がございます。低公害車、ハイブリッド、電気自動車等に対して税制優遇をかけたわけですね。電気自動車などはもう減免、完全に

免税になったわけですが、他方で、車齢10年超の古い車、燃費の悪い車に対しては重課を行う、こういう税制改革を行ったところ、営業では現場でこれらの低公害車の経済的メリットを強調しやすくなって、消費者にとって大きな購入インセンティブとなったわけですね。中央環境審議会の場で、自工会の代表の方は、こうした措置に感謝するとまでおっしゃっているわけですね。こういったぜひ政策措置を入れていただきたいというふうに思います。

それから、そういった以上のちょっと観点に基づいて、たたき台へのコメントですが、省エネ性、ボトムアップ、ボリューム増に対する取組の方向性としては評価をしたいと思います。ただ、今先ほど言いましたように、省エネ基準等の引上げ、これは盛り込まれる必要があるかというふうに思います。

それから、やはり既存ストック対策が大変だと何人かの委員の方々もおっしゃっていますように、これをどう進めていくか、これ非常に大事なポイントで、ここでは残念ながら実効性ある策が盛り込まれていないと思います。既存ストックへの対策については既に財源がありますので、それを活用していかに消費者に働きかけるか、この取組を強化することが不可欠ではないかと思います。

前々回、公共事業だと申し上げましたが、先日明らかになりましたバイデン政権のインフラ都市計画である200兆円規模という巨額の米国雇用計画でも、実は最大の支出項目は住宅のスマート化に充てられますね。こうした形で日本でもコロナ禍からの脱却に向けたグリーンニューディールの一環として、既存ストックの大規模改修事業というのを位置づけて、仕事と雇用を創出していく、事業と雇用を創出していくのが望ましいと思います。

そうはいつても、住宅所有者の同意が必要ですし、戸建ては無数にありますので、2030年までと限られた時間であれば、やはり公共建築、それから、マンションなどのやはり集合住宅に優先的に進めてはどうかと。これは大手が手がけるでしょうし、また、住民の組合が結成されているので、合意形成ができ、進みやすいと思われま。

最後に、住宅産業にとって、これは発展につながると思います。人口減少の中で住宅の新規着工件数は減少していく一方なわけですね。1人当たりの、1件当たりの価値をやはり上げていくことを住宅産業として戦略的に考えるべきではないでしょうか。そういう意味では、省エネ、断熱、創エネはまさに住宅の価値を引き上げることに寄与していくと思います。

住宅改修はコストだというふうに言われるのですが、新築が減少する中で、改修市場と

いうのを育てていくべきではないかなというふうに思います。消費者にとってもこれは生命権、財産価値上昇の便益がありますね。多少コストがかかるのですが、その対価であるという理解を進めていくべきではないかなと思います。

以上でございます。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

事務局から特によろしいですか。

それでは、これから2番目の論点の再エネ導入の拡大について、委員の皆様から順に御意見を伺いたいと思います。ちょっと時間の都合で、12名いらっしゃるのので、3分から4分ぐらいを目安に御発言いただければと思います。

事務局の御提案で、先ほどと逆向きというのが、御提案があるので、もしよろしければ諸富委員から再エネに関して御発言いただければと思います。

【諸富委員】 ありがとうございます。続きまして、私から行きます。

やはり再エネの、先ほど言いました46%削減という目標からすると、太陽光パネルの住宅屋根への設置義務化というのは、スピードを上げてやらなければいけないという点では、多くの反対があることは承知の上です。やはり不可欠ではないかと個人的には思っております。

大体、環境省第1回提出資料ございましたが、太陽光発電の導入ポテンシャルのうち約4分の1は住宅の屋根ですね。この10年で迅速に、そして、コストを抑えながら進めるには、やはり戸建て、共同住宅の屋根に乗せていく、これが不可欠で、義務づけが大きなドライビングフォースになるというふうに思います。

コストについての懸念がございますが、先ほどの竹内先生の資料にありましたが、検討会資料で投資回収年数は15年、エコワークスの小山の試算だと12年ですね。買い取り価格が下がったFITの下でも十分ペイするということが示されています。

また、自家消費モデルとか、PPAモデルといった形で、必ずしも高い買い取り価格がなくても、初期投資コストを負担せず太陽光を導入して、なおかつ経済的メリットを得られるというビジネスモデルが既に成立をしております。これは既にこういったビジネスモデル、経済合理性あるということを示していますね。これに、先ほど申し上げましたような、金融と税制上の太陽光パネルに関する優遇措置があれば、一挙に太陽光パネル設置に傾くというふうに思います。消費者に購入時に大体100万円程度の目に見える経済的メリットが示されれば、かなり大きな経済的インセンティブになるのは間違いないというふ

うに思います。

今回、たたき台を見ましても、こちらの義務づけというのは難しいということがにじんでおりますが、仮に今回先送りしたとしても、私は必ず将来義務づけを再度議論せざるを得なくなると思っています。

1990年代以来、気候変動の取組が強化される一方で、今後ますますそうなることは間違いないわけですから、今回見送りにしても、将来の義務化を念頭に置いた議論、念頭に置いた準備に入ることを決めるべきだというふうに思います。

具体的には、今回見送るものの、例えば、2030年、できれば2025年に義務化を導入するということを決めた上で、それまでの期間を課題克服と環境整備のための準備期間とするということで合意してはどうかと思います。環境省や経産省、国土交通省や業界の方々がある種のプラットフォームを作って、協力して太陽光の義務化の課題を抽出して、その克服策を検討する場を設けてはというふうに思います。グリーン成長戦略にもそういった再エネ導入のための太陽光発電等の再エネ導入を促す制度整備を行うという文言がはっきり書き込まれているわけですから、これを進めてほしいと思います。手始めに、住宅建築物の新築等において太陽光発電設置の検討がなされるよう消費者に対して情報提供していくということもこういったことに含まれると思います。

最後に、住宅は、住宅産業は未来にとって非常に重要な、発展にとって重要な位置づけを持つと同時に、分散型エネルギーシステムに不可欠なピースになっていくと展望を持っておくことも必要だと思います。具体的には、太陽光発電、蓄電池、それから、電気自動車、これは移動蓄電池ですが、これはコミュニティとしてマイクログリッド化の方向性が将来的には出てくると思います。それらを情報通信で結んで、コミュニティでエネルギー生産、消費の最適化を図るマネジメントシステムの導入が進むというふうに思います。こうなるともうサービス産業化が始まることになります。

住宅産業が単に物づくりとしての躯体を建てるだけの産業で終わるはずはないと思っています。それだけと人口減少とともに縮小の一途ですので、発展を目指すのであれば、やはり太陽光発電の義務化を、受け身に回るのでなく、攻めの姿勢で新しい産業に脱皮する構想を持っていただきたいと思います。

以上でございます。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。

少し時間が押してきまして、大変恐縮ですが、3分程度でお願いをしたいと思います。

村上委員、お願いいたします。

【村上委員】 ありがとうございます。諸富委員のすばらしい提案の後にちょっと恥ずかしいのですが、私もこの太陽光設置は早急に義務化していただければなというスタンスを持っております。

まず、取組の方向性の順番に沿って申し上げたいのですが、国や自治体の新築、既存建造物に関しては、より強い政策誘導が必要ではないかなと思います。再エネを、例えば、グリーン購入法の中に位置づけるとか、それから、例えば、検討期間を設けて報告を義務化してはどうでしょうか。どこにどれぐらい置きそうであるというところまで把握しておくというのが、今後の国の政策を進めていく上でも重要ではないかと思いました。

それから、民間の住宅・建築物における太陽光の設置ですが、前回も申し上げましたように、乗せ方にはいろいろな選択肢が今もう既にあるということですので、また、日照条件が不利なところへの対応措置なども併せて検討することで義務化を受け入れられる土壌を作っていくべきではないかなというふうに思います。

また、搭載の義務化が難しければ、例えば、搭載可能な仕様、強さとか、そういうところを義務化というか、そういう方向に誘導していくというのも必要ではないかなというふうに思いました。

それから、最後の適切な情報発信と周知に関してですが、これは大賛成で、ぜひ進めていただければと思います。消費者の立場としては、太陽光発電の便益について、消費者に適切な判断材料が提供されていないということがとても問題だと思っています。前回の関係団体のヒアリングでは、経済的なメリットがないという意見も聞かれたわけですが、一方で、市場関係者からは、日照の悪い不利な地域でも15年ぐらいで元が取れるというようなお話も聞いています。また、今後電力単価が上がっていくことが想定されているわけですが、FIT買い取り価格の算定価格のロジックなどから考えても、回収が不可能ということはなかなか考えにくいと思っております、正しい情報をエネ庁と連携して出していくことも検討していただきたいと思います。

また、断熱改修も太陽光の設置も安心して相談できる事業者が分かるような仕組みもぜひ検討していただければと思います。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、宮島委員、お願いいたします。

【宮島委員】 宮島です。もうこの高い目標に対して、ぎりぎりまで義務、この先の義務ですよということを今言うことは必要かと思います。つまり、たった今、全部義務にするには土壌が足りな過ぎるし、現場が混乱するということも承知しています。しかし、政策において、自分たちのペースで行くという形で行くのと、先に大きな、何というか、期限があるとでは、物事のスピードが違うと思っています。逆に言うと、義務とか目標を掲げても、先送り先送りになっているの目標の例をとってもたくさん私は見ておまして、その目標を先送りにしないためには何をするかということを考える必要があると思いますね。

そのため、その書きぶりは、たった今義務と書くのかどう書くのか、いろいろな書き方があると思いますが、いずれにしろ、このぐらいまでに義務にできるぐらいの土壌を整える必要というのをかなり強く関係者も国民にも訴える必要があると思います。そういう意味では、一定程度の義務化を視野に入れた上で、しかも、今背伸びすれば可能なものに関してはほぼ義務化し、背伸びしても大混乱になりそうなものは、年限をある程度見定めて、それに対する工程表を丁寧に作るということが必要なのではないかと思います。

そうではないと、本当にトータルとしてのカーボンニュートラルはあまりにも遠い目標になって、結局日本が全体目標でこけるということになりますし、日本がこけるということは、つまり地球環境を整える要素の1つがこけるということになると思います。

それから、財政面ですが、それもかなりシビアにどのくらいメリットがあるかデメリットがあるかというのを個に落とし込めるくらいにきちんと分かりやすく計算する必要があると思います。もっと言うと、今は税制とかの話がメインですが、税でも補助金とか予算措置をやる場合でも、結局それは国や国民にとって、今これをやらないと未来にこれだけツケを払わされることになるということとのバーターだと思います。なので、それをきちんと示せることで、一定程度財政当局とか国民の理解を得られる範囲もあると思いますので、そういう土壌づくり、義務化に向けた土壌づくりを一刻も早く進めていくということが大事ではないかと思います。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。

平原委員代理、鈴木様、お願いいたします。

【平原委員代理（鈴木）】 まず、大きな方向性のトレンドとしては、もう十分理解できるところであります。一方で、皆様の御指摘のとおり、課題が幾つかあります。恐らく財政的面的については、判断すれば進んでいくと思いますが、そのほかの日当たりの確保の問題ですとか、それは地域差がありますので、地域連携をしていくようなテーマですとか、

まだまだ整理しなければいけないことがあると思っています。消費者や事業者が混乱しないようにする必要があるので、その辺りの課題を早急にクリアできるよう取り組んでいくべきだと思っています。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。

それでは、中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 資料に示されている取組の方向性については賛成でありまして、私は再エネの導入の拡大については、慎重に検討すべきのスタンスでございます。先日基本政策分科会だったと思いますが、コスト上昇などの懸念も示唆されました。設備を載せた当該世帯はメリットがあるかもしれませんが、その負担が非設置者に過度にかかるといったことはなかなか厳しいのではないかと考えております。ここはまさに国民の理解が必要になるところですので、まずは公的な建築物から設置、併せて誘導策の支援での強化、導入の環境づくりを進めた上で段階的に進めるべきではないかと考えます。

その上で、先ほど宮島委員の御意見されました内容には賛成でございます、国民の理解を得るための義務化に向けた土壌づくりというのを、46%というのは非常に、2030年、そこまであと10年というスパンですので、なかなか短い期間でありますし、2050年を考えてももうあと30年しかないということを考えますと、遠い先とまではいきませんが、その設置が可能になるような土壌づくりというものを早々に進めるべきではないかと思えます。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。

それでは、竹内委員、お願いいたします。

【竹内委員】 私からは、幾つかお話をしますが、最初に、義務化は基本的にはすべきだと思っています。どういう形であれ早々にやるべきというのが、NDCが46%に引き上げている時点でそう思います。皆様の意見の土壌がどうかという話も含めて、それも急ぎ整備していかなきゃいけないと思いますが、基本的には乗せるべきと考えております。

私の資料の中で14、15、16のところに書いてありますが、京都ではもう、300平米以上ですが、義務化されていて、特に混乱がなく進んでいるという話を伺っています。また、東京ではマスト家電にという、ちょっと必ず家には登載したほうがいいよというところでの東京都の運動もありますので、そういったことも含め、とにかく乗せること

が必要だと思っています。

それから、もう1つは、一方で太陽光に頼るだけというのはいささかいかげなものかというところがありまして、やはり断熱性能の強化とセットでいきたいというふうに考えます。

特にG2を超えている性能にしますと、経済的にも便益があるという話を伊香賀委員が論文や記事にされているので、3.6兆円の便益があるということも考えますと、やはりコロナ禍のこの不景気の中での景気刺激策としても非常に有効かなと。

次に、あとは再生可能エネルギーという観点から行きますと、バイオマスの活用というのが必ず必要だと思っています。日本は実は森林大国で、67%森林を持っていますが、うまく活用できていない。それから、外材の輸入とかが滞っていて、ウッドショックとかいう話になっていますが、そういった点でも、再生可能エネルギーとしてのバイオマスの評価というのをきちんと位置づけるべきだというふうに思います。

ZEH・ZEBというのを指すためには、太陽光発電が必ず必要だと思っていますが、現状いろいろなところの場所を見ても、役所の上でも、太陽光発電が全部乗っていても、乗らないという話ではなく、全く乗っていないわけですから、それをどんな形でもいいので義務化をして、少しずつ入れていくことが大事かと思っています。ZEBにするためには、ZEHにするためにはということになりますと、非常にたくさんの太陽光パネルが必要ですが、そこまで行かずとも、きちんと入れることによる便益というのを消費者の方にも説明しながら、将来的には電気自動車等含めての家の未来というものを示しながら進めていく必要があるのではないかなというふうに思います。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、清家委員、お願いいたします。

【清家委員】 清家です。私は、前回も申し上げましたが、義務化には反対です。やはりいろいろなリスクを住宅の所有者に負わせる前に、やれることがいっぱいあるはずで、もうやれることやり尽くしてほかにないというときにはじめて義務化に対して国民の理解が得られるのではないかと思います。

一方で、住宅は太陽光発電を大変つけやすいものであるもので、つけてメリットのあるものは全部つけてもらえるような状況を作るところが極めて大事で、それはもう新築だけではなく既存も含めて、メリットを作るところが大事だと思います。

ただ、今のようなFITだけに頼ると、結局つけていない人の電気代から何百円、何千円と取っているだけですから、国民全体が幸せになるわけではないので、やはり、それでもつけたほうがいいよねということ、つけられるのだったらつけようかというところに持って行って、普及させるべきたぐいのものだと思っているところです。

そういう意味では、もっとローカルに、自治体単位とか、もうちょっと狭い単位のエリアなどで、ここは太陽が豊富だから全員付けようとか、そういう状況を作っていくとか、計画を立てていくというほうがいいのではないのでしょうか。デメリットのある地域、ちょっと日当たりが悪いとか、そういう地域は自然に外れていくわけですから、つけられる地域はどんどん付けようみたいな枠組みで進めていくほうが私は向いているのではないかと、いうふうに考えている次第です。

いずれの場合でも、太陽光発電の普及に対しては、すでに四国電力、九州電力の管内では太陽光発電をつけ過ぎてオーバーフローしているような状況が発生しているわけですから、ここで義務化して設置を増やして、さらにオーバーフローさせるというのは、間違った政策にしか聞こえないのですけれど、そこをきちんとやるためには、蓄電池とか、コントロールするための技術も併せて組み込んでいかないと駄目かと思うので、住宅においては特にもうちょっと蓄電池が使いやすく、価格的にも適正なものになっていくとかということも必要ではないかなというふうに感じている次第です。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。

それでは、小山委員、お願いいたします。

【小山委員】 どうもありがとうございます。いろいろほかの委員の御意見を、御議論を聞いていまして、私もいろいろ考えるところがあったのですが、先ほど、環境というのも国民の生命、暮らし、財産を守る大事なものだから、財産権があるということは言う必要はないのではないかと、いう御意見もあったと思うので、ちょっとその関連でお話しさせていただきたいのですが、確かに環境というのは国民の生命、暮らし、財産を守ると、それは確かだと思います。ただ、もう少し具体的に必要性、合理性を説明しないと、人はついていけないのではないかと思います。ただ単に国が決めたことだとか、専門家の意見だとか、あなたにとってもいいことだから、とにかく太陽光発電の義務化に従えというのは、多分についてこないと思いますね。多分憲法的にはパターンリズムと、違憲になる可能性があります。

さらに言いますと、国民の生命、暮らし、財産を守るというのは、何にでも使われている口実ですね。例えば、イスラエルの今回の空爆も同じ理由でやっているのではないかと思います。環境法がそれと同じなどという暴論を言うつもりは全然ないのですが、やはり具体的な説明できるということは、きちんとそれが国民の生命、暮らし、財産を守るということの証拠にもなりますので、やはりきめ細かい説明をしていく、そして、情報提供をしていくというのがとても大事になるというふうに思います。

それから、もう1つ憲法からいきますと、激変というのもやはり違憲になる可能性がありますね。最高裁の判例の中でも、激変であるから違憲という判決がございます。要するに、激変を緩和する措置というのが必要なわけでして、対応能力がない一部の事業者を含めた人たち、それから、その他いろいろある程度の猶予期間、その間に環境を醸成していくような期間、そういったものが必要ではないかと思えます。土壌づくりの必要性についていろいろな委員から御発言ありましたが、これはやはり激変させないと、激変緩和という観点からも大変に重要ではないかと思えます。

それから、激変の緩和とは別に、どんな政策も一部の者にとっても過酷にぶつかる可能性がございます。大部分の国民にとっては、あるいは、事業者にとっては平気でも、一部の者にとってはとても過酷にぶつかるということがあります。それについては、一部過酷にぶつかった者に対する調整というのは必ず必要になってきます。

今回の場合ですが、例えば、太陽光発電を例に取りますと、やはり地域とか立地によっては一部の者に大変過酷な結果になるかもしれないし、その他いろいろあるのではないかと思います。

かといって、私は単に消極というわけではありませんので、義務とか目標を掲げることは必要だと感じております。ドイツの連邦憲法裁判所がつい最近、ドイツの環境保全法について一部違憲判決を下していますが、それは2031年以降の具体性がないから違憲というものなのですね。その後、連邦政府はどうやら今後の方針について閣議決定したというふうに聞いています。やはり目標を掲げるということがとても大事だというふうに思っております。あるいは、その中に義務を入れるということはとても大事だというふうに思っております。

ただ、その義務が単なる義務として先走ってしまうとか、あるいは、それが実施に当たってとても大きな混乱をもたらすというようなことでは困るということですね。したがって、そのためにも、義務化を狙いつつ、やはりそのための広い意味での土壌の整備、それ

を、そして、その一環として、今ある自治体なんかがやっている、そういった政策についてのバックアップみたいなものをしていって、そして、何ですかね、スムーズな導入実現というのを果たすべきかと考えております。以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

それでは、大森委員、お願いいたします。

【大森委員】 大森です。太陽光パネルの設置に関しては、太陽光が確保できるという当然前提があるわけですが、この点に関し、太陽光が先発的に確保できない問題と後発的に確保できない問題、この2つの問題を事前に検討しておいたほうがよいと思っております。

先発的に確保できない問題というのは、基本的には地域差の話にかなり通じますので、そこはすでに各委員の方々の御発言があったので、省略します。

少し気になっているのは、後発的に確保できない場合、つまり、先発で作ったものの、例えば、隣にビルができて日影になったというような問題は起こり得ると思うのですが、法律家としては少し気になるところで、実は損害賠償の問題が生じます。隣同士で損害賠償が駄目だとなると、国家賠償の話にも発展する可能性があると思います。もっと言うと、国家賠償も駄目だとなると、強制で作ったものが無駄になりかねません。こうした法的問題は裁判所の専権事項ですので、必ずしも正確に予測できるわけではないのですが、こういったことに対する立法による手当てまで必要になるかもしれない。

つまり、何が言いたいかという、かなり慎重に議論はしておいたほうがよいという気がしております。かつ、先ほど清家先生もおっしゃったように、蓄電の問題とか、順番として住宅を最後にする方がよいのではないかという御意見もあって、私もそれには基本的に賛成で、結論的に言うと、こういったことも考えると、いろいろ前提に議論しなければならない問題もあるため、まずは公共建築物で試行的に少しいろいろやってみて、具体的な問題の対処方法を考えるのが一番ソフトランディングとしてはいいのではないかと思っております。

以上です。

【田辺座長】 どうもありがとうございます。

それでは、伊香賀委員、お願いします。

【伊香賀委員】 まずは、もう大体ほかの委員から意見が出尽くしていること、ちょっと若干繰り返しになるかもしれませんが、まず、民間の住宅の太陽光の設置義務化について

ではもう少し時間かけて進めたほうがいいかなというのがあります。ただ、最終的に2050年カーボンニュートラルのためには、ZEB、ZEH、それから、さらにそれを超えるLCCM住宅建築物を世の中に一般化しないといけない。そのためには当然徹底した省エネの上に再エネが不可欠ではありますので、まずステップを踏んで義務化に進むということはいいかと思います。

そのためにも、公共建築で模範を示すべきであります。庁舎とか、あと、公共の住宅、そして、何より学校というのが大事かなと思っております。以前2009年度の経済対策で、1.1兆円規模のスクールニューディール政策というのが打たれました。その中でも、約1万2,000校に太陽光を一気に入れるということで、それが行われたわけですが、それをはるかに超える予算措置をしない限り、多分公共建築で模範を示すということもなかなか難しいかなというふうには思うものの、やはり公共建築の中でも特に学校教育という観点、特に子供たちが環境保全の重要性を自分の通っている学校で学ぶ、それがやがて親にも伝わるし、その子供たちが大人になって自分で家を建てるというときには、きちんと納得感を持って再生可能エネルギーの導入が当たり前だというふうになっていく、やはり何かそういう教育的ステップとか、そういうことも含めてやるためにも、まず公共が模範を示すべき、特に学校が模範を示すべきというふうに思います。

そのための予算措置、財政当局がこの問題に正面から向き合っていただかないと、絵に描いた餅になってしまうという意味でも、ぜひ財政当局をうまく巻き込んでいただきたいなと思います。

以上です。

【田辺座長】 伊香賀委員、どうもありがとうございます。

それでは、有田委員、お願いいたします。

【有田委員】 有田です、どうも。もうあまり時間がないようですが、皆様がおっしゃった中から私も同じように考えていたところをお話ししたいと思います。

まず、学校教育の場であるということは私も同様に考えていますが、学校によっても、それ以前の問題で、建物自体が非常に、例えば、水回りもひどいような状態のまだ学校もありますので、それも含めて、学校の現場が教育の場として衛生的でもあり、そして、そういう教育の場で再生可能エネルギーを実感するということができるようなことは望ましいなと思っています。

また、前回申し上げたように、省庁で、例えば、私が実際に見たことがあるのは、農水

省のビルの屋上ですよね。そこに太陽光パネルがたくさん並んでいてというのがありますが、ほかの省庁のことは存じ上げませんが、そういうことがまず進められていくということが必要なとも思っております。

ただ、それから、私は、アパートなどは、どちらかという屋根を借りるような形で太陽光パネルが乗せられないのかなというふうに思っています。私が住んでいる神奈川県ですが、神奈川県知事は、まずもう神奈川の住宅の屋根に全部太陽光パネルを乗せるというようなことで、当選というか、されたわけですね。そういうことでも、ただ、皆様も十分御存じのように、私も前回申し上げましたが、太陽光パネルを屋根に乗せたくても乗せられない角度や向きなどがあります。気になって、現在新築のところは義務化と言いますが、そもそも新築の土地を区画整理して、無期、無計画に各そういう工務店なり、いろいろな会社が建てれば、当然屋根がそういう太陽光パネルを乗せたくても乗せられないわけです。そういうところから、まさにすぐに義務化というよりも、そういうことも全てまちのデザインというか、そういうことも考えて行っていないと難しいかなとも思っていますので、段階的ということも必要かなと思いますが、はっきり申し上げまして、義務というのは非常に嫌です。自らやはり進んでというのは必要かとは思いますが、そういうふうに思っています。

しかし、再生可能エネルギーとカーボンニュートラルを実現するためにはということでは必要だとは思っていますが、義務というのは少し気持ちの中では引かかるものがあります。まずは、新築のところは、整地のときに屋根の向きやいろいろなことを、県もかかわって多分、県やその、違いますね、建てるときに市町村などにもそういうところに関係して、かかわって進めていくことも必要でしょうし、もう一度言いますが、アパートなどは屋根を貸してもらおうというようなことも必要かなとも思っています。

実際問題、自宅、私の住んでいる庭というか、通路のところは、電柱を電力会社に貸しています。そういうような感覚ですよね。そういうことも必要ではないかなというふうに思っています。

とにかく再生可能エネルギーを進めるということには大賛成ですので、今いろいろな省庁で2050年のカーボンニュートラルの実現に向けていろいろな計画というか、提案がされていますが、急に決まったというか、昨年10月に出されたというような関係で、実際には、計画というか、分かりやすいというよりも、大きなものしか出されていないところですから、これからスケジュールなどの計画を、データも含めてしっかり出されてい

くのだと思います。そのための話合いだと思いますので、もう一度言います、再生可能エネルギーは、まず学校や公共の場所で、それから、アパートなどでは屋根を借りるような形で行って進めていただければと思っています。

【田辺座長】 どうもありがとうございました。

事務局からは特によろしいですか。

どうもありがとうございました。そろそろ本日の議事終了時間になりますので、ほかに御意見なければ議事は以上とさせていただきたいと思います。大変活発で貴重な御意見をいただいたというふうに思っております。長時間にわたり御議論いただきまして本当にありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上となります。

【住宅生産課長】 ありがとうございました。次回の検討会の開催について御案内いたします。次回は6月3日木曜日14時半からウェブ開催で開催いたします。委員の皆様方におかれましては、ウェブでの御出席方、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第3回脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —